

倉敷市

都市計画公園の見直し方針

～都市計画公園における区域の見直しガイドライン～

令和4年10月

倉敷市建設局土木部公園緑地課

第1章 目的・位置づけ

1 はじめに

本市は、緑豊かな山々、風光明媚な瀬戸内海、母なる高梁川などの美しい自然と穏やかな気候に恵まれ、伝統・文化が調和した、産業が栄えるまちとして発展を続けてきました。

また、これまで、花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちづくりに向けて、人々が利用しなくなる公園・緑地づくりを推進するため、市民の憩いの場や自然とふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、多くの都市計画公園を定め、整備に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進行など社会情勢の変化に伴い、計画決定時と比べ公園の必要性や役割が大きく変わるとともに、市内には、半世紀以上も前に都市計画を定めているにもかかわらず、いまだに整備が進んでいない公園が存在しています。

また、全国的にも未整備の都市計画公園が課題となっており、国土交通省からも都市計画を見直す方向性が示されています。

このような状況を踏まえ、都市計画公園について区域を再検証し、未整備状態を改善することを目的に、本市の都市計画公園における区域の見直しに対する考え方を示すため「倉敷市都市計画公園の見直し方針」を定めるものです。

2 本方針の位置付け

本方針は、上位計画である「倉敷市第七次総合計画」、関連計画である「倉敷市都市計画マスタープラン」「倉敷市緑の基本計画」「倉敷市立地適正化計画」との連携・整合を図りながら、都市計画公園区域の見直しに対する具体的な考え方を示すものです。

(1) 倉敷市第七次総合計画（2021年3月）

公園については、当該基本計画の「生活環境・防災・都市基盤」の章において、めざすまちの姿として「地域の特色が生かされ、自然と調和した、だれもが住みやすい生活環境となっている」ことを掲げています。また、基本方針において、公園などの整備・維持管理に努め、安全性と利便性の向上を図ることを定めています。

(2) 倉敷市都市計画マスタープラン（2021年3月）

公園については、「都市整備の方針」の章において、公園・緑地整備の方針として「自然・歴史などの資源を活かした緑地環境の充実」「身近な公園・緑地の充実」「都市公園における防災・減災機能の強化」を定めています。

<倉敷市都市計画マスタープラン 抜粋>

4-3 都市施設整備の方針

(2) 公園・緑地整備の方針

1) 基本的な考え方

- 既成市街地内の公園・緑地については、適正な配置のあり方を検討するとともに、コンパクトなまちづくりと連携した計画的な公園整備を推進します。また、適切な維持管理を行うとともに、民間活力の導入も視野に入れながら利用ニーズに応じた公園のリニューアル・利活用に努めます。
- 環境・レクリエーションの場だけでなく、防災機能や景観形成機能など、公園の多様な機能が活用できる場としての整備を進めます。

2) 基本方針

【身近な公園・緑地の充実】

- ・街区公園、近隣公園、地区公園などについては、身近に利用できる憩いやコミュニティ、レクリエーションなどの空間として計画的な整備充実を図るとともに、整備にあたっては、コンパクトなまちづくりと連携し適正に配置します。
- ・整備から長期間経過した既存公園については、遊具の安全管理や長寿命化により、安全で快適な公園として維持します。
- ・市民の利用状況や地域住民のニーズを踏まえた公園のあり方を検討し、機能の更新・見直しにより質の向上を図ります。

【都市公園における防災・減災機能の強化】

- ・災害時の延焼遮断帯や避難場所となる都市公園については、雨水貯留施設、備蓄倉庫、災害時に役立つ機能を備えたベンチやトイレの設備など、地域特性に応じた公園の防災・減災機能の充実を図ります。

(3) 倉敷市緑の基本計画（2016年3月）

公園については、「緑の将来像」の章において、「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】」を基本方針に位置付けています。また、「緑の将来像実現に向けた施策」の章において、「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」を目標に、様々な施策を定めています。

<緑の基本計画 抜粋>

<基本方針>

●花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

→都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。

第Ⅲ章 緑の将来像実現に向けた施策

(2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります

【目標】

「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、人々が利用したくなる公園・緑地づくりに努めます。

【施策】

1) 身近な都市公園等の整備

①地域の整備水準を考慮し、身近な都市公園等の不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めていきます。その際には、コンパクトなまちづくりと連携した公園整備に努めます。

②面積規模が比較的大きい近隣・地区公園については、市内の土地利用状況の把握に努め、利用可能な土地があった場合は、積極的に整備の検討を行います。

③子育て、健康づくり及び高齢者の利用など多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めるため、計画や維持管理などの場面での市民参画を図ります。

④季節それぞれの花や実、水の流れ、音の演出など特徴的な公園づくり、スタンプ

ラリーなど公園を回遊する仕組みづくりに努め、人々が利用したくなる公園づくりを目指します。

- ⑤小規模な公園や使い勝手のよくない公園は、利用状況を把握し、必要に応じて機能の見直しや統廃合の検討を行います。
- ⑥公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。
- ⑦小中学校のグラウンドは、近隣公園の代替機能を有することから、学校教育に支障のない範囲で、引き続き一般開放していきます。

2) 都市基幹公園の整備

- ①都市基幹公園は、都市全体のバランスや社会情勢の変化が生じた場合など状況に応じて再整備や拡張など緑化推進の拠点となるような整備を検討します。
- ②既存の公園においては、生活スタイルや余暇の過ごし方の変化を踏まえ、多様な利用者ニーズを反映した機能の充実、個性ある公園づくり、計画的な更新などに努めます。
- ③公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

3) その他の公園・緑地等の整備

- ①風致公園（足高公園など）、歴史公園（まきび公園）及び墓園（福田墓園）など特殊公園では、今後もそれぞれの目的に即して適正管理、区域拡充、機能充実、施設更新などに努めます。
- ②都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観向上を目的として設けられた緑地（高梁川緑地など）や都市緑地（味野赤崎緑地など）では、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて新たな緑地等の整備を検討します。
- ③野生動植物の生息・生育・移動経路としての機能維持・再生、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

(4) 倉敷市立地適正化計画（2021年3月）

公園については、施策編において、「居住エリアの環境向上」の施策として「フラワーガーデンシティの形成・展開」に向け、身近な都市計画公園等の整備・再編等を定めています。

<立地適正化計画 抜粋>

「居住エリアの環境向上」に向けた施策

施策1-4 フラワーガーデンシティの形成・展開

【1】身近な都市公園等の整備・再編

- ・利用者ニーズを反映しながら、市民の憩いの場やふれあいの場となる都市公園等の適正配置を進めます。
- ・多世代の交流等が図れるよう、「まちに開かれ、多様な機能が発揮できる空間」への転換を図るなど、人々が利用したくなる公園・緑地の新たな使い方を検討し、都市公園の再編を進めます。

第2章 都市計画公園の現状

1 都市計画公園とは

都市計画公園は、都市計画法第11条に基づく都市施設の一つであり、名称や区域、面積等が都市計画に定められています。また、整備された都市計画公園は、都市公園法第2条に規定された都市公園として位置付けられ、適切に管理を行っています。

～～ 都市公園と都市計画公園の関係 ～～



2 都市公園の種類

都市公園は、次のとおり区分されています。

種別	内容
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園 誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置
総合公園	主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園 原則として、市内の住民が容易に利用できる位置で1箇所当たりおおむね面積10ha以上として配置
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園 原則として、市内の住民が容易に利用できる位置で1箇所当たりおおむね面積15ha以上として配置
特殊公園	主として風致の享受の用に供する公園 風致公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園
緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地
広場公園	商業・業務系地域において、都市景観の向上や利用者の休息を目的とした公園

3 都市計画公園の都市計画決定状況

本市では、昭和24年（1949年）に倉敷運動公園を都市計画決定して以来、令和4年4月時点までに公園209か所（計180.6ha）と緑地・広場6か所（計253.3ha）の合計215か所（計433.9ha）を、倉敷市が管理する都市計画公園として決定しています。

現在、都市計画公園全体の面積（計433.9ha）に対して、約6割を開設（計257.8ha）しており、未開設のものは、高梁川緑地における水面部分（計153ha）が大半を占めています。

都市計画公園の都市計画決定状況

令和4年4月1日現在

種別	箇所数	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
街区公園	190	40.0	40.5
近隣公園	7	14.4	10.5
地区公園	4	24.2	22.0
総合公園	3	44.1	43.0
運動公園	3	51.1	45.7
特殊公園	2	6.8	6.8
緑地・広場公園	6	253.3	89.3
合計	215	433.9	257.8

※墓園及び県営公園（倉敷スポーツ公園）は含まない。

4 都市計画公園の整備状況

令和4年4月1日現在、都市計画公園215か所のうち、すべての区域が未整備のものは3か所、面積は計0.4haとなっており、一部区域が未整備となっているものは41か所、未整備部分の面積は、計175.7haとなっています。

また、整備した都市計画公園を含む、都市公園法に基づく本市の都市公園は862か所、開設面積は、計358.9haとなっています。

都市計画公園の整備状況

令和4年4月1日現在

種 別	都市公園（箇所）	都市計画公園（箇所）	
		整備済公園 （内 一部未整備公園）	未整備
		街区公園	799
近隣公園	16	7（3）	0
地区公園	4	4（2）	0
総合公園	4	3（3）	0
運動公園	3	3（1）	0
特殊公園	5	2（0）	0
緑地・広場公園	31	6（3）	0
合 計	862	212（41）	3

※墓園及び県営公園（倉敷スポーツ公園）は含まない。

第3章 都市計画公園の見直しの基本的な考え方及び手順

1 都市計画公園の見直しの背景

国土交通省の「都市計画運用指針」において、これまでに長期にわたり事業に着手されていない都市施設について、都市計画を定めた時点と比べ、社会情勢が変化していることから、施設の必要性について検証する方向性が示されています。

都市計画運用指針（妙）：令和3年11月

Ⅲ－２－４ 適時適切な都市計画の見直し

例えば、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の再検討などの見直しを行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、理由を明確にした上で変更を行うことが望ましい。

Ⅲ－２－５ マネジメント・サイクルを重視した都市計画

都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。

Ⅳ－２－２－Ⅰ)－２ 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、変更は慎重に行われるべきものである。また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わさって総体として機能が発揮されるものであることから、見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行う

ことが必要である。

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

2 都市計画公園における課題

本市の都市計画公園については、財政的な制約や整備の優先度等により、長期にわたり未整備又は一部未整備の区域がある公園が存在しています。このため、都市計画法53条及び54条により、土地利用者等の土地利用が制限されるなど、経済活動に支障が生じていることが課題となっています。

また、半世紀以上も前に都市計画を定めた都市計画公園は、少子高齢化の進行や社会情勢等の変化により、計画策定時と比べ公園の必要性や役割が大きく変わってきています。

以上のことから、各種計画との連携・整合を図りながら、適時適切に都市計画公園の見直しを行うことが必要となっています。

【建築に係る規制】 都市計画法第53条第1項に関する許可基準（同法第54条）

階 数	階数が2以下で、かつ地階を有しないこと
構 造	主要構造物（建築基準法第2条第5号に定める主要構造物をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

3 見直しの基本的な考え方

(1) 見直しの目的

都市計画公園として定めた後、長期にわたり未整備（一部未整備も含む）となっているものについて、要因や課題を把握し、都市の将来像や社会情勢の変化、地域の実情、既存ストックの活用等を考慮したうえで、都市施設としての必要性、実現性、代替性等について再検証することを目的とします。

(2) 見直し対象の選定

都市計画公園区域の見直し対象については、関連計画となる「倉敷市都市計画マスタープラン」「倉敷市緑の基本計画」「倉敷市立地適正化計画」が計画期間を20年間と定めていることから、未整備及び一部未整備の44都市計画公園のうち、都市計画決定後20年以上経過している都市計画公園を候補とします。

ただし、下記事項にすべて該当する都市計画公園については、長期未整備であっても開設された公園と同等の区域とみなし、見直しの対象としません。

- ・都市計画決定した当時の目的が達成されているもの
- ・都市公園法に基づき適切に管理されるとともに、一般に開放されているもの
- ・大部分が公有地であり、過度に私有地の土地利用が制限されていないもの

(3) 見直しの考え方

都市計画公園の見直しにあたっては、それぞれの公園が提供する機能、例えば遊び場や休息の場となるレクリエーション機能、災害時の避難場所や火災時の延焼防止等の防災機能などを踏まえて「必要性」「実現性」「代替性」の視点から都市計画決定の変更を検討します。

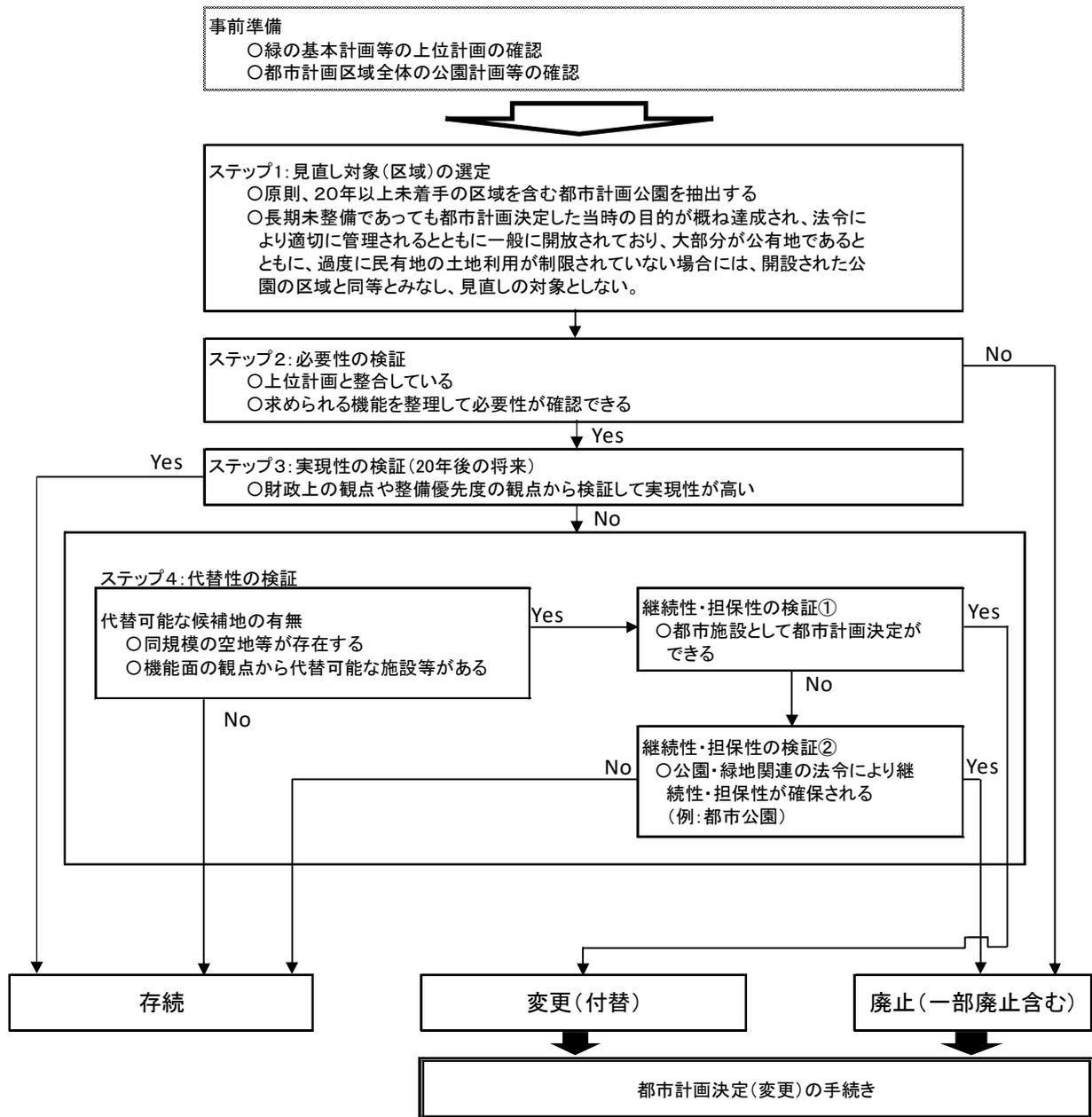
ア 必要性が認められる場合

- (ア) 「存続」：目標年次（概ね20年後）における実現性があると判断
目標年次における実現性が乏しく、周辺に適当な代替先がない
- (イ) 「変更」：目標年次における実現性が乏しく、周辺代替先を都市計画決定可能
- (ウ) 「廃止」：目標年次における実現性が乏しく、公園・緑地関連の法令による代替先を確保

イ 必要性が認められない場合は、「廃止（一部廃止含む）」

4 都市計画決定の変更に向けた見直しの手順

(1) 見直しの手順



(2) 見直しの実施方法

見直しの実施に向けて、本方針に基づき実施計画を策定し、見直しの対象となる都市計画公園を選定します。また、必要に応じて、都市計画変更の手続きを行うものとします。